

衆議院 第八十回国会

郵政改革に関する特別委員会議録 第三号

平成二十四年四月十日(火曜日)

午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 赤松 広隆君

理事 石関 貴史君

理事 田島 一成君

理事 山花 郁夫君

理事 森山 裕君

理事 磯谷香代子君

緒方林太郎君

奥野総一郎君

柿沼 正明君

小室 寿明君

近藤 昭一君

高橋 英行君

野田 国義君

花咲 宏基君

藤田 大助君

本村賢太郎君

山岡 達丸君

加藤 紘一君

佐藤 勉君

橋 慶一郎君

中谷 元君

西 博義君

中後 淳君

山内 康一君

佐々木隆博君

武正 公一君

赤澤 亮正君

齊藤 鉄夫君

今井 雅人君

大谷 啓君

加藤 学君

京野 公子君

近藤 和也君

高井 崇志君

高邑 勉君

橋本 勉君

福島 伸享君

藤田 憲彦君

山尾志桜里君

石田 真敏君

川崎 二郎君

坂本 哲志君

谷 公一君

三ッ矢憲生君

塩川 鉄也君

重野 安正君

中島 正純君

総務大臣政務官

参考人

(一般社団法人全国銀行協会会長)

参考人

(檜原村長)

森田 高君

佐藤 康博君

坂本 義次君

参考人  
(日本郵政グループ労働組  
合中央執行委員長) 白杵 博君

参考人  
(静岡大学人文社会科学部  
教授) 鳥畑 與一君

衆議院調査局郵政改革に関  
する特別調査室長 阿部 進君

委員の異動

四月九日

辞任

田中 康夫君

同月十日

辞任

柿沼 正明君

高橋 英行君

同日

辞任

磯谷香代子君

本村賢太郎君

補欠選任

中島 正純君

補欠選任

磯谷香代子君

本村賢太郎君

補欠選任

柿沼 正明君

高橋 英行君

本日の会議に付した案件

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案  
(武正公一君外五名提出、衆法第六号)

○赤松委員長

これより会議を開きます。  
武正公一君外五名提出、郵政民営化法等の一部  
を改正する等の法律案を議題といたします。  
これより質疑に入ります。

本日は、本案審査のため、参考人として、一般  
社団法人全国銀行協会会長佐藤康博君、檜原村長  
坂本義次君、日本郵政グループ労働組合中央執行  
委員長白杵博君、静岡大学人文社会科学部教授鳥  
畑與一君、以上四名の方々に御出席をいただいで

おります。  
この際、参考人各位に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席い  
ただきまして、まことにありがとうございます。  
委員会を代表して厚く御礼申し上げます。参考人  
各位には、それぞれのお立場から忌憚のない御意  
見をお述べいただきたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。  
まず、佐藤参考人、坂本参考人、白杵参考人、  
鳥畑参考人の順で、それぞれ十分程度御意見を  
述べいただきます。その後、委員からの質疑にお答え  
いただきますと存じます。

なお、念のため参考人の方々に申し上げます  
が、御発言の際にはその都度委員長の許可を得て  
御発言くださるようお願い申し上げます。また、  
参考人は委員に対し質疑をすることができないこ  
とになっておりますので、あらかじめ御了承願  
います。

それでは、まず佐藤参考人をお願いいたしま  
す。

○佐藤参考人 おはようございます。全国銀行協  
会会長を務めております、みずほフィナンシャル  
グループ社長の佐藤でございます。よろしくお願  
いいたします。

本日は、私も民間金融機関、金融界に意見を  
述べる機会を設けていただきまして、まことにあ  
りがとうございます。

それでは、郵政民営化法改正案につきまして、  
全国銀行協会の意見を述べさせていただきますとい  
思います。  
私も民間金融界は、これまでも、郵政改革が  
利用者や社会経済にとってよりよい形で実現する  
よう、国会も含め、さまざまな場所で意見を申し  
上げさせていただいたところでございます。

昨年十二月にも、全国銀行協会、全国地方銀行  
協会、信託協会、第二地方銀行協会、全国信用金  
庫協会、全国信用組合中央協会、J Aバンク、J  
F マリンバンクで構成する郵政改革を考える民間  
金融機関の会が、郵政改革の実現に向けて一致団  
結して取り組むことを決議し、共同声明を出しま  
した。その内容は、郵便貯金事業の縮小によりま  
して、将来的な国民負担の懸念を払拭し、民間市  
場への資金還流を通じて、我が国経済の発展を図  
るため、適正な規模への縮小、民間金融機関との  
公正な競争条件の確保、そして郵政三事業間の適  
切なリスク遮断といった要望事項を盛り込んだも  
のでございます。

翻ってみますに、郵便貯金事業は、一八七五年  
にイギリスを範として産業振興の資金調達などを  
目的とした国営事業として創業され、民間金融機  
関の発展が十分でなかった時期において、国民に  
簡易で確実な少額貯蓄手段を提供してまいったわ  
けでございます。さらに、こうして集めた資金を  
財政投融资制度を通じて社会資本の整備や企業な  
どへの資金供給に活用するなどの役割を果たして  
まいりました。

しかしながら、戦後から高度成長期を経て、郵  
便貯金の預け入れ限度額は、一九七二年には百万  
円から百五十万円に、以降三百万円、五百万円、  
七百万円、そして一九九一年には現在の一千万円  
まで引き上げられております。

このように、郵便貯金は、預け入れ限度額の引  
き上げを繰り返してきた結果、一九七〇年には十  
兆円未満であった郵便貯金残高は、一九八五年に  
は百兆円、一九九五年には二百兆円、一九九九年  
には二百五十兆円をそれぞれ突破いたしました。  
その後、残高は減少に転じましたが、二〇一〇年  
の約百七十五兆円は、個人預貯金の約二三%を占  
め、メガバンク平均残高の約四倍の水準となつて

いるなど、簡易で確実な少額貯蓄手段を提供するという制度本来の目的を大きく逸脱して肥大化をしております。

諸外国と比べましても、郵便貯金が大手の銀行よりも多額の預金残高を有するといった状況にある国はどこにもございません。例えば、イギリスでは、イギリス最大の民間銀行であります香港上海銀行、HSBCの預金残高約九十九兆円に對し、郵便貯金残高は約十二兆円、フランスでは、BNPパリバ銀行の預金残高約六十三兆円に對し、郵便貯金残高は約十六兆円など、諸外国に例を見ない規模を有しております。アメリカでは、御承知のように、既に一九六六年に郵便貯金は廃止されており、ドイツでは郵便貯金銀行の民営化がほぼ完了するステージまで来ております。

一方、日本経済が成熟し、市場を通じた資金配分の重要性が高まったことから、二〇〇一年四月には財政投融資改革が実施に移されました。その原資でございました郵便貯金についても資金運用部への全額預託義務が廃止され、財政投融資の原資を集めるという民間金融機関にはない郵便貯金事業の特別な役割課題は終了したものと認識しております。

こうした背景を踏まえまして、二〇〇七年十月に郵政民営化が行われましたが、その本来の目的は、国際的に類を見ない規模に肥大化した郵便貯金事業を段階的に縮小し、将来的な国民負担発生の懸念を減らすとともに、民間金融市場への資金環流を通じて、国民経済の健全な発展を促すことであるというふうに認識しております。

したがって、一定の政府関与を残したまま郵便貯金事業の規模、業務範囲の拡大を指向する郵政改革関連法案に変わり、本国会で郵政民営化法改正が議論していただくようになったことは、本来の改革の目的にかなったものであると考えております。今般御審議される改正法案では、日本郵政グループ金融二社の株式は、「その全部を処分することを目指す」、「できる限り早期に、

処分すること」が規定され、金融二社を最終的に完全民営化するという改革の方向性は維持されたものというふうに理解しておるところでございます。このような規定を踏まえまして、日本郵政グループにより、金融二社を早期に完全民営化するための具体的なかつ真摯な取り組みが示されるものと期待しております。

次に、改正法案を御審議いただくに当たり、よりよい形での郵政改革の実現という観点で、二点お願いを申し上げます。

第一点は、新規業務規制の問題でございます。今般の改正法案の中で、新規業務規制に関しまして、金融二社株式の二分の一以上処分後は届け出制へ移行するとされている点につきまして、私ども民間金融機関にとつて極めて問題が大きいと考えております。

本来、ゆうちょ銀行の新規業務規制は、経済、社会の情勢及び民営化の進捗など全体状況を踏まえた上で、そのあり方が判断されるべきでございます。このため、政府関与がなくなる完全民営化までの間、ゆうちょ銀行の新規業務規制には、中立公正な第三者機関である郵政民営化委員会による適正かつ厳格な事前の調査審議を含む認可制が基本として維持されるべきと従来より申し上げてまいりました。

今回、一定の政府関与が残されたままで届け出制に移行すると、他の民間金融機関との適正な競争関係が担保されず、ゆうちょ銀行の業務範囲拡大が民業の圧迫につながるのではないかとということが懸念されます。したがって、ゆうちょ銀行に政府関与が残る間につきましては、業務範囲の拡大に對しまして、他の金融機関との間の適正な競争関係にぜひ御配慮いただきたいと考えております。

具体的に申し上げますと、新規業務規制につきましては、公正な競争条件を確保するために、ほかの金融機関に対する影響がないことや、その際にどのような措置がなされたかを届け出書上に盛り込むなどが必要になるのではないかとこのように

考えておるところでございます。

また、ゆうちょ銀行が完全民営化するまでの間は、郵政民営化委員会が非常に重要な役割を担うことになるのが明確でございます。同委員会が第三者機関としてしっかりと機能するよう、十分な御配慮をお願いしたいというふうに思います。

二番目の点でございますが、預け入れ限度額の問題でございます。預け入れ限度額に關しましては、暗黙の政府保証を背景とするゆうちょ銀行の規模再拡大が、理念として郵政民営化の本来の目的に逆行するばかりではなく、民間金融市場秩序の混乱を通じて、他の民間金融機関に影響することが懸念されます。このため、民主、自民、公明の三党による御協議にて、政府関与が残る期間中は、その限度額を当面は引き上げないとされたものと認識しておりますけれども、今般の御審議の中で改めて明確にしたいと考えてござい

ます。本日は、貴重なお時間を頂戴しましたので、民間金融機関を代表しての申し上げましたが、改正法案の御審議に際しましては、私が申し上げますように、こうした点についてぜひ十分御配慮いただいた上で、ゆうちょ銀行に政府関与が残る間、適正な競争条件が確保されないまま、ほかの民間金融機関の業務を圧迫することのないよう、適切な制度設計を図っていただくことを重ねて心からお願い申し上げます。

今回の改正法案の提出に際しまして、冒頭に申し上げました昨年十二月の共同声明の趣旨にのっとり、各業態とも声明を出しているところでございます。

最後になりますが、ゆうちょ銀行が郵政民営化の所期の目的に沿って完全民営化されることによりまして、私どもと同じ民間金融機関の立場で、よりよい形で競い合い、お互いが切磋琢磨していくことにより、お客様に対する金融サービスのさらなる向上や我が国金融市場の健全な発展に大いにつながることを考えてございます。

明を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。（拍手）

○赤松委員長 ありがとうございます。

次に、坂本参考人をお願いいたします。

○坂本参考人 皆さん、おはようございます。檜原村村長の坂本義次でございます。

ただいま委員長の御許しをいただきまして、郵政改革に関する特別委員会におきまして発言の機会をいただき、まことにありがとうございます。

檜原村は、東京都の陸続きでただ一つの村ですが、初めに、村の地形や実態を少し紹介させていただきます。その後、郵政改革に関するお願いをお話しさせていただきます。

さて、檜原村は都庁から直線で約五十キロの西に位置しています。面積は百五十平方キロ、中央区の約十倍の広さがあります。人口は二千五百八十二人です。地形は、周囲が急峻な山に囲まれております。役場の標高は約二百五十メートル、一番高い山は約千五百三十メートル、標高差千二百八十メートルあります。村の中央には東西に尾根が走り、南谷、北谷と二分しています。南谷、北谷、それぞれ西から東に流れる川沿いに集落が点在し、役場の近くで合流しています。

電車で国道もコンビニもありません。主な都道が三本走っていますが、そのうちの一本は幅員が約一メートルと、車が通れない、狭い急峻な尾根越しの山道が隣の奥多摩町へ通じています。このようなところにも家が点在しています。当然徒歩移動ですので、高齢者対策として、ミカン畑に見られるような一本レールのミニモノレールを五カ所設置しています。長いところでは約二・三キロ敷設し、移動時間は約一時間かかります。これは、住民の移動や生活物資の運搬に利用しています。そして、一番遠い集落から農協や郵便局に来るためには、約十八キロの道のりを車かバスで移動し、半日がかりです。

車の人らない地域は、新聞も郵便屋さんが毎日配達しています。郵政省の時代には、郵便屋さんが貯金や年金の取り扱い、また通販の支払いの振

り込みも、さらにひとり暮らしの安否確認の役割もお願いをしていました。

現在、金融機関は特定郵便局と農協の支店のみです。農協の支店につきましては、建物が老朽化して、取り壊しの際は支店が撤退することが十年前に決まっていた。もし撤退して自動機のみでは高齢者が困りますので、何としても窓口を残していただくために、一昨年、支店を役場庁舎内に置いていただくようお願いをいたしました。その結果、昨年五月より庁舎内で支店業務を開始していただきましたが、当初三年契約と言われましたが、何とか十年契約にいたしました。

さて、私は、平成十七年の衆議院議員選挙では郵政民営化に賛成して一票を投じた一人です。大きな理由は、民営化になってもサービスは低下させないということでしたし、一般の銀行と同じになれば、貯金限度額の撤廃と郵便局を村の指定金融機関にできると思っていたからでございます。

もちろん郵政民営化によりまして、郵便局の自動機でほかの金融機関に振り込めるようになるなど、便利になったことも事実です。しかし、郵便屋さんに貯金や保険、そして振り込みをお願いしていた人たちは、事業が縦割りになったことで、郵便屋さんに貯金や保険がお願いできなくなり、大変不便になりました。

現在の郵政事業が五社体制のままで、郵便、貯金、保険の三事業を一体で全国一律のユニバーサルサービスが本当に維持できるだろうか、檜原村のような過疎地の切り捨てにならないだろうか、と大変心配をしております。

現在、村内の金融機関は、銀行や信用金庫はありません。外務員も来ません。これからは檜原村に銀行等の支店が来ることは一〇〇%ありません。今のままでは、郵便屋さんにはお願いできずに、高齢者みずから農協や郵便局、さらに村外の金融機関まで足を運ばなければなりません。

また、貯金限度額があることで、金融機関を分散する管理の煩わしさから、たんす預金をしてるのが現状だと思います。特にたんす預金は、盗

難の危険や災害発生時の安全管理が非常に難しい状態にあります。また、民営化後に約束されていた、貯金や保険は外務員が一定のサイクルで回っていただけのことでしたが、檜原村を回っていないのが実態です。

また、全国には、金融機関が郵便局のみの町村が二十三、農協、漁協と郵便局のみの町村が百五十六ほどあると思います。しかし、郵便局は町村の指定金融機関にならない、住民は貯金限度額がある等の規制があり、これらの町村では御苦勞されていると思います。

そこで、過疎地特例として、次の三点を要望いたします。

一点目は、郵便屋さんに貯金、保険の取り扱いができるようにする。これは、家から出かけることが大変な高齢者対策のためです。

二点目は、郵便局と農協、漁協だけの町村の貯金限度額を撤廃することです。過疎地域は平均所得も低く、貯金も少ない人たちは複数の預金口座を持たない人が多いわけですから、ぜひこれをお願いしたいと思います。

三点目は、郵便局が町村の指定金融機関になれることです。現在は、自分の町内に指定金融機関が置けない自治体があります。

以上、私の思いをお話しさせていただきましたが、今回の議員立法は、郵便会社と郵便局会社を合併して分社化の問題を是正していただけると、そして、郵便だけではなく、貯金、保険も全国の郵便局でサービスを義務づけているなど、民営化による問題点を積極的には正していただけたこととであります。

議員の皆様には党派を超えて御議論いただいたと伺いましたが、問題解決への取り組みに対し、心より感謝申し上げますとともに、これからも過疎地域住民の不便解消に御理解、御支援をいただきますよう、心からお願い申し上げます。私からお願いとさせていただきます。

○赤松委員長 ありがとうございます。（拍手）

次に、白杵参考人をお願いいたします。

分社化で一体的サービスが提供できなくなったことによる利便性の低下、会社ごとに間接部門が置かれたことによる分割ロスの発生、指揮命令系統の複雑化による郵便局フロントラインの混乱、会社間調整に時間を要することによる意思決定のおくれなど、多くの問題が顕在化しております。もちろん経営サイドの改善、工夫で克服できることも多くございます。しかし、どうしても根つこのところでは法制度の手直しが必要になっている課題もあるところであります。

さて、郵政事業は、明治期の創業以来、郵便、貯金、保険の三事業を通して全国津々浦々に張りめぐらされた郵便局ネットワークは、地域コミュニティの拠点として、国民生活そして地域社会を支えてまいりました。

私どもの思いは、もうこれ以上の事業の停滞は許されないということであり、事業の経営体力は限界に近づいております。組合員、社員の気力、忍耐力も同様であります。何としてもこの時間帯で民営化の見直しを実現し、経営の立て直しを図らなくてはならないと考えているところであります。

そして、あの三・一一、郵政事業に働く社員は、被災直後から、みずから被災者でありながらも、ユニバーサルサービスを提供する使命感と誇りを持って業務を遂行し、懸命に被災地や被災された方々を支えてまいりました。

私どもは、昨年、ことしと二年続きで春闘において苦渋の決断をいたしました。それまでの正社員年間一時金を一・三カ月カットする内容で会社側と妥結することを決断したわけであります。

また、貯金、保険の金融サービスにつきましても、移動郵便車などを通じ、即時払いや簡易な方法による貯金払い戻しなど、被災地の緊急的な金融ニーズにも応えてきたところでございます。

理由は、特に、郵便事業会社における収支悪化を早期に解消し、何としても黒字基調に回復させるためであります。経営の危機を労働者の賃金削減で乗り越えなければならないという決断を労働組合が行ったわけであります。

さて、郵政事業の民営・分社化から五年。私どもは、この間、何とか民営郵政会社を進展させよう、お客様の利便向上につなげていこうと必死に頑張つてまいりました。しかし結果は、分社化に伴う分割ロスや制度的な限界により、残念ながら経営基盤は弱体化し、現状も業績悪化に歯どめの

私どもは、日本郵政グループの労使の責任において経営を立て直し、お客様のニーズに合った商

品とサービスを提供し、ユニバーサルサービスというミッションを担う社会的企業として日本郵政グループを成長、発展させていきたいと思っております。そして、日本郵政を真に日本を代表する企業グループとして成長させることを通して、日本経済の発展、雇用の確保、地域経済の活性化につなげていくことを願っております。これこそが郵政民営化の本来の目指すべきところであると確信しているところであります。

一方、これまでの郵政民営化に至る論議は、郵政事業の発展ではなく、日本郵政の規制強化ばかりが論点になっていくような気がしてなりません。他の事業者との公正な競争条件を確保するために一定の配慮が必要であることはわかりますが、ユニバーサルサービスを担う企業として、どう持続発展させていくのか、そして日本経済全体の活性化、国民の暮らしの安心、安定にどうつなげていくかという視点での御議論もお願いをしたいと思っております。

特に強調しておきたいことは、民間企業として当たり前の経営の自由度の確保が民営化を成功させるためには不可欠なこととでございます。御承知のとおり、民営化された金融二社につきましては、既に政府保証はなく、他の民間金融機関等と同様に税金や預金保険料等を支払うなど、競争条件としては有利なところはなくなっております。むしろ、限度額や新規業務の規制など、他の民間金融機関にない上乗せ規制により、経営の自由度が制約されているのが実情でございます。

国の間接的な出資があることが競争上有利に働いているとの御主張もありますけれども、近年のゆうちょやかんぽ生命の残高や保有契約の減少の状況を見ていただければ、現実はそのようではないということがおわかりいただけるのではないかと思います。

経営の自由度なくして、日々変化していくお客様のニーズに的確に対応し、事業を進展させていくことはできません。事業展開が滞れば、お客様ニーズに対応できず、経営基盤も弱体化し、将来

的に郵便局ネットワークを維持することが難しくなってしまうと思います。お客様の利便性を向上させるため、そして事業を進展させるため、ぜひとも郵貯、簡保を含めた三事業を一体的に提供できる法的担保とともに、さまざまなサービス展開等の取り組みを行っていただければと思います。なお、政府が保有する持ち株会社の株式をできるだけ高く売却し、復興債の償還財源の確保につながるためにも、こうしたことはぜひ必要なことだと思っております。そのための法的裏づけとして、金融のユニバーサルサービスを確保し、三事業一体でサービスが提供できる株式保有の仕組みづくりも含め、民営・分社化の見直しをぜひともお願いする次第であります。

最後に、今国会での真摯な御議論の上、今回提出されました郵政民営化法の一部を改正する等の法律案の早期成立を切にお願い申し上げます。日本郵政グループに働く全ての組合員、社員を代表しての意見とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

ありがとうございます。（拍手）  
○赤松委員長 ありがとうございます。

次に、鳥畑参考人をお願いいたします。  
○鳥畑参考人 おはようございます。静岡大学人文社会科学部経済学科で国際金融論を担当しております鳥畑と申します。

本日は、郵政改革という極めて重要な問題に発言の機会を与えていただき、まことにありがとうございます。サブプライム金融危機や日本国内の消費者金融問題、中小企業金融問題、さらにファンド問題にかかわってきた研究者として、時期を明示してはいないとはいえ、政府提案の郵政改革案で示されていた三分の一以上の株式保有による公共性の維持への歯止めもなくし、郵便貯金銀行、ゆうちょ銀行と郵便保険会社、かんぽ生命の金融二社の株式完全売却、すなわち民営化を行うという本法案の内容に大きな疑義を表明させていただきます。今回の改正案は、郵政改革素案で示された公共

性の高い民間企業の概念に基づいて、日本郵政株式会社等に、郵便、貯金、保険のサービスをあまねく全国において提供するユニバーサルサービスの維持を図らせようとしています。しかし一方で、民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることがより自由で活力ある経済社会の実現に資する理念が維持されたものになっていきます。つまり、市場原理主義が肯定されていた時期の制度設計が、二〇〇八年の、今や、大不況、グレートリセッションと呼ばれる百年に一度の世界のな経済危機によって市場原理主義の欠陥が明らかになった現時点においても維持されているのです。

貯蓄から投資、官から民への資金循環の転換が、大きな経済的効率性をもたらした、実体経済を活性化するという想定は、今回、追加で配付資料を配らせていただきましたが、そこを後でまた見ていただければと思いますが、金融リスクが広範かつさまざまな投資家層に分担されることで、実体経済のフロンティア的な領域への資金供給が行われると同時に金融システムへの安定性が強化されるということが根拠でした。ここでは、貯蓄、貸し出しという銀行中心の間接金融に対する直接金融の、そして公的金融に対する民間金融の優位が当然のものとされていきました。

しかし、二〇〇八年以降の世界的な経済危機の現実には、無規制の市場が想定どおりには機能せず、また、経済活性化の切り札とされた投資やデリバティブ等を駆使した金融取引が、実体経済を支えるという金融本来の役割とはかけ離れたマネーゲームの手段に変質してしまっていたことを赤裸々にしました。原発神話と同様に、市場原理神話が崩壊したと言えます。

アメリカの大手格付機関の幹部が、金もうけのために悪魔に魂を売ったとメールで語ったように、アメリカの大手金融機関は、貸し出し等の債権を担保にした証券化を幾層にも繰り返して手数料を稼ぐという投機的な資産取引に傾注し、AIGなどの保険会社はクレジット・デフォルト・ス

ワップと言われる保険機能を持ったデリバティブ商品の乱売や投機的な資産運用で利益を稼ぐことに血道を上げ、格付機関は債務担保証券等の複雑な証券化商品に高額の手数料欲しさにトリプルAを乱発しました。商業銀行が投資銀行化し、さらに投資銀行がヘッジファンドなどの規制外の金融グループと連携して投機的な金融取引に狂奔するといういわゆる影の銀行制度、シャドーバンキングシステムの肥大化の結果、世界的な金融危機が引き起こされました。

私は、事前配付された小論稿の中で、郵政金融事業の民営化が、投機的な金融システムのもとでリスクの受け皿を投資家とりわけ家計部門に求める動きが背景にあり、それは実体経済の発展に貢献するものではなく、投機的な金融取引の肥大化と家計部門の損失拡大を招く危険性の高いものであると指摘しました。その後の世界経済の現実を見ると、貯蓄から投資、そして官から民への資金循環の転換を進めれば、金融資源の適正かつ効率的な配分を通じて実体経済が活性化されるという郵政金融事業の民営化の前提が崩壊したことは明らかではないでしょうか。民間金融市場の暴走によって、経済は活性化するとどこか、その巨額の損失が実体経済や家計、投資家に転嫁され、そのダメージから世界は立ち直れていません。

ちなみに、アメリカの家計部門は、二〇〇八年から九年、一年間で約九兆ドルの家計資産を失い、四〇一kも巨額の損失をこうむって、いまだにその損害から立ち直れない状態です。日本でも、金融グローバル化が進展する中で、民間金融の変貌と金融の社会的、公共的機能の後退に著しいものがあります。株主利益を最優先する米国型ガバナンスが浸透する中で、各金融機関は、欧米並みの短期的利益拡大を獲得することを、株価引き上げによるM&A防衛の観点からも強いられつつあります。協同組織金融機関をも巻き込んだ効率性を重視した金融再編成は、金融機関の合併集中による金融ネットワーク縮小を招いてきました。

そもそも日本の郵政事業の中で簡易な貯蓄と保険の事業が営まれてきたのは、どのような国民にもひとしく貯蓄と保険のサービスを提供すること、その生活の安定と安全を保障しようとするものでした。グローバル化と格差拡大が進む中で、むしろこの郵政金融事業が持つ金融包摂の機能強化が必要なのであり、この領域での民営化は、逆に、金融サービスを受けるというナショナルミニマムを後退させ、金融排除のもとでの金融的被害を拡大するものと考えます。

金融事業の民営化は、本来、範囲の経済性を発揮すべき事業を分割するという、経済的合理性に反したものでなっています。この上で株式会社としての収益性を高めるためには、この間の民間金融機関の金融再編成に見るように、雇用と店舗削減等による規模の経済性を高めるしかなく、これはユニバーサルサービスと両立し得ないものです。

また、グローバル化の中での外資系金融機関の参入は、短期的利益最優先への金融の変質を促進したのであり、金融労働者の労働条件ばかりか金融サービスの劣化を招いたという事実を直視する必要がありますと考えます。

外資系金融機関のビジネスチャンス拡大の視点が強調される場合、民間市場の規制緩和が消費者の利益を最も増進することが前提されていますが、民間保険会社の利益最優先は、入り口での金融排除を生み出す一方で、変額保険や確定拠出年金での利用者の被害拡大を招く危険性を高めま

す。保険会社は資産運用での利益極大化のため投機的資産運用を拡大しているものであり、それは安心を保障するという保険機能の自己否定を結果するものです。

国民の共同財産としての郵政事業、とりわけその金融資産を守りつつ、その資源を有効に活用するためには、短期的な利潤原理ではなく、中長期的な視点での社会的価値を生み出すソーシャルビジネスまたは非営利の金融事業としての展開が求められていると考えます。

郵政金融事業の民営化のメリットの幻想が明らかになる中で、今郵政事業の民営化に固執する必要があるのでしょうか。むしろ、二百九十兆円近い資金を保有する金融二事業の民営化は、日本の財政における国債の安定供給、消化の安定性を弱めるものとなります。欧州財政危機に見るよう

きよう、長い間、日本的にも大きなテーマでありましたこの郵政改革、郵政民営化法の一部改正、参考人質疑をさせていただきます。

今回の法改正の最大のテーマは、全国あまねく三事業一体という、いわゆるユニバーサルサービスについて、そうした基本的サービスを郵便局において一体的に提供する責務を課するというふうにしたところを明記したところではないかというふうに私は思っております。

時間がありませぬから、早速伺いをさせていただきますが、できれば簡潔にお願いを申し上げます。

最初に、全銀協の佐藤会長にお伺いをいたします。

政府関与のことについて、民業圧迫の懸念があるというふうなことを先ほどお話しされてございました。ある意味で、民業の補充に徹するべきだという発想かというふうに思うわけであります

この郵政民営化見直しの後退が、成長戦略の名のもとにおける構造改革路線の復活、そしてTPPによる金融サービス領域における非関税障壁の撤廃の方向を反映し、かつ外資系金融機関のWTQ、サービスに関する一般協定を根拠にした対等な競争上の実現という一層の市場開放、すなわちビジネスチャンス拡大の圧力を優先したものと

そこで、まず、二分の一の処分後は確かに届け出ではあります、それまでは認可制が継続されるということ。それから、将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるということについて言えば、今、民間の金融機関はむしろ減少傾向にあつて、地方のサービスというのがなかなか思うに任せない状況にあるというふう

もともと郵政事業改革の本来の目的は、この国際的に類を見ない肥大化した郵貯事業を段階的に縮小していく、それによりまして将来的な国民負担の発生を減ずるということによりまして、民間市場への資金還流を通じて国民経済の健全な発展を促すことが必要だというロジックでありますけれども、この二分の一以下になる前の新規事業の参入に当たりましては、私ども、非常に重要なポイントが三つあると思っております。

何も学んでいないと言わざるを得ません。今問われているのは、庶民の金融資産、その安心と安全の仕組みをどう守るかということであつて、外資系を含めた大手金融機関のビジネスチャンス拡大をそれに優先させてはならないことを最後に強調して、発言を終わらせていただきます。

ありがとうございます。（拍手）

出ではあります、それまでは認可制が継続されるということ。それから、将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるということについて言えば、今、民間の金融機関はむしろ減少傾向にあつて、地方のサービスというのがなかなか思うに任せない状況にあるというふう

一つは、認可制におきましても公正公平な競争条件が確保されて、いわゆる民業圧迫ということが生じないということ、それから二つ目に、先ほどから申し上げていますように、郵便貯金の事業の規模の大きさというものが問題でございますので、その新規事業によつて規模の再拡大につながるということがないこと、それから三つ目は、利用者保護等の観点で問題が生じない、主としてこの三つの点につきまして、中立公正な郵政民営化委員会におきまして具体的な検証がなされ、その上で認可がなされる、こういうプロセスが必要だと思っておりますけれども、今法案においてはそのプロセスは維持される、あるいは確保されるというふう

〇赤松委員長 ありがとうございます。（拍手）

〇赤松委員長 ありがとうございます。（拍手）

〇赤松委員長 ありがとうございます。（拍手）

〇赤松委員長 ありがとうございます。（拍手）

〇赤松委員長 ありがとうございます。（拍手）

〇赤松委員長 ありがとうございます。（拍手）

〇赤松委員長 ありがとうございます。（拍手）

〇赤松委員長 ありがとうございます。（拍手）

〇赤松委員長 ありがとうございます。（拍手）

〇赤松委員長 ありがとうございます。（拍手）

〇佐々木（隆）委員 郵政局も民間は民間でござい

〇佐々木（隆）委員 郵政局も民間は民間でござい

〇佐々木（隆）委員 郵政局も民間は民間でござい

〇佐々木（隆）委員 郵政局も民間は民間でござい

〇佐々木（隆）委員 郵政局も民間は民間でござい

されたという御見解をいただいたところであります。

次に、檜原村の坂本村長にお伺いをいたします。

幾つか大変私も共感できる部分がございます。た。私自身も田舎の方に住んでございますから。選挙を二回させていただきましたが、そのときも、都心とか市街地では余りこのテーマというのは話題にならないですね。一生懸命訴えても余り聞いてくれないというテーマでありました。ところが、少し田舎に行くと、これはもう一大関心事でございまして、まさに村長がおっしゃったように、郵便局とJAの支店しかないというようなところはたくさんあるわけでありまして、そういった意味では、村長の御主張というのは私も共感をさせていただいたところであります。

先ほど、全国で三事業の一体サービスということとを強調されてございました。その中で、郵便局を指定金融機関にというユニークな御提言もいただいたところでございますが、私が一番関心があるのは、郵政事業は生活インフラとしての役割も果たしてほしいということ、村長が強調されてございました。その点について、村長の御見解をもう少しお伺いしたいのであります。

○坂本参考人 お答えいたします。

先ほどもちよと申し上げましたが、大都市と私も過疎地では全く条件が違うわけでございます。特に、民間の金融機関はお願いしても来てくれる状況にはありません。

それで、私が郵便局を指定金融機関にしてほしいとお願いを申し上げましたのは、全国に二十三年くらいある郵便局しかない町村は、恐らくそこには指定金融機関がないはずで、これは、一つの自治体として大きな欠陥があるだろうと私は思っております。

また、一千万円を撤廃してほしいとお願い申し上げましたのは、一人一人の所得の低い地域にありますと、貯金通帳をいっばい持っている人はま

ず少ないだろう。そうしますと、例えば、一億持っている人は一千万円が十冊持っていていいですけれども、一千万円の人が通帳を二冊持つことなんです。それと、やはり高齢化しますと、自分が持っている預金の管理の煩雑さ、その辺もあるものですから、私は、特に過疎地に限定して預金限度額を撤廃していただければ、一つの財布で管理できて、そしてたす預金をしないことによつて災害時の安全が図れる、こんな思いでございます。

以上でございます。

○佐々木(陸)委員 おっしゃる意味が、私には大変共感できるところがたくさんございます。そういった意味では、私どもの地域においても、郵便局、特定局ですが、その窓口で子供たちの学資を送ったり、あるいはまたそこで年金を受け取ったりという役割を郵便局が果たしているところを私も何度も目にしております。

時間がなくなつてまいりましたので、先を急がせていただきます。

J P 労組の臼杵委員長にお伺いをいたします。

先ほど、日本の経済の活性化と国民生活の安定というものの両立をしていかなければならないというのを強調されてございました。特に、規制に縛られたままでの商品、サービスというのは、改善ができなくて大変御苦勞されたというお話をされてございました。さらにまた、震災地での被災者でありながら、そのために全力で頑張つてこられたりというようなこともお話をされてございました。

ユニバーサルサービスはまさに事業会社の責務になつたわけでありますが、きょう、郵便事業会社関係の方々も委員長でございますので、その先端で働く職員の一員としての思いも含めて、このユニバーサル事業を責務としたことの意義などについてお話をいただければというふうに思います。

○臼杵参考人 ありがとうございます。

ユニバーサルサービスについて、責務というこ

とでの御質問でございますけれども、ユニバーサルサービスそのものというのは、どの地域に暮らしていても、どの人であつても、同じように受益を共有できるというサービスだと思つています。本来的には国が国民に保障すべきものだというふうに思つております。

私どもの郵便局では、まさに、社会的立場を含めて、公共性が非常に高い、いわゆる暮らしと直結したサービスをたくさんやっております。したがつて、私どもはそういう中で、国民の暮らしの安心感というものをそのサービスを通じて確保していこうということとこれまでやってきておりますけれども、なかなかその部分が、民営・分社化、とりわけ分社化で寸断をされるという、非常に使い勝手の悪い、利用者の苦情もたくさんいただいております。そんなことが今回の部分での問題の改革につながっているんだと思っております。

それと、私どもは、窓口を通じて、とにかく国民の皆さんの身近なところでいろいろな公共サービスを受けられるような機能を私どもが有していかなきゃいけない、そんな立場で経営基盤もしっかりと整えていきたい、そんな思いでございますので、御理解いただきたいと思ひます。

○佐々木(陸)委員 あと二分しかございません。

申しわけございませんが、端的にお伺いをいたします。

教授は、先ほど自己紹介の中で、国際経済を担当しているというお話を伺いました。そして、後段の中で少し触れていただいたんですが、この民営化の一部改正で、早速アメリカの方はいろいろな反応をしているわけでありまして、

今、T P P という課題も抱えている中で、特に、金融あるいは保険、投機、投資というものは大変大きなテーマの一つであります。余り時間はありませんが、その点で端的に教授の所見をいただければというふうに思います。

○鳥畑参考人 ありがとうございます。

ちよつと答えにくい質問ではありますが、日本

の金融自由化というのは、特に家計も含めた投資家の保護の視点を非常に欠いたものになつてしまったんじゃないかというふうに思つております。

ただ、A I J、投資信託も含めて非常に大きな問題になつておりますが、その背景として、話がかかるかもしれませんが、何で民間金融市場に、貯蓄から投資にお金を流せば活性化するか。そもそも超金融緩和で民間市場には資金があふれ返っているわけですね。では、なぜかといえば、要するに、リスクの引き受け手、リスクの受け皿として、家計部門で貯蓄を投資に引き込もうという話であります。

そういった意味で、今国際的に非常に大きな問題になつていく投機的な金融の世界に、非常に無防備な形で国民の金融資産が危険にさらされるような形になつていくんじゃないか、そこに歯どめをかける必要があるんじゃないかということであります。

○佐々木(陸)委員 時間が参りましたので、終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○赤松委員長 次に、坂本哲志君。

○坂本委員 自由民主党の坂本哲志でございます。

まず、鳥畑教授にお伺いをしたいと思ひます。

配付された資料あるいは先生の小論文の中で、個人のマネーが民営化によつてリスクにさらされてはいけないというようにことを言われました。私も同感であります。特に、先ほど言われましたA I Jの問題、ハイリスク・ハイリターンが、結果として弱い者にやはりしわ寄せが行く、これはもう自明の理でございます。

であるならば、今の郵便貯金、二十二年度三月で百九十兆、それから減つておりますけれども、その中の国債運用が七六%、地方債も含めると八〇%近くになります。こういうような運用の形態でいいのかどうか、適切なのかどうか、これをまず一点お伺いいたします。



それから、郵政の民営化というのは、平成十七年度の選挙で、国民の民意としてはつきりと出されました。しかし、その民意の中には、こういった資金運用までは考えないままに民営化に賛成という意見が多かったんだらうと思います。先ほど坂本村長さんも言われましたけれども、多分民営化になったらこういうことがあるだろうというようなことを言われました。

そういう期待にはかなわなかったわけですが、私も、私は、国民が望んだのは、やはり郵政二十五万近くの方々の意識改革であらうと思います。私は、もつと民間人としての意識を持つてほしいというような意識改革であらうと思いますが、それがなし得ないままにここまで来た、そして、これからさらにそれをなし得ていかなければならない。

であるならば、トップの人事、これが大切なことだと思います。ナンバーワン、ナンバーツーのトップが、今、旧大蔵省出身の方で占められております。こういう人事体系でいいのかどうか。

この二点、お伺いをいたします。

○鳥畑参考人 私 の能力を超えた質問もございしますが、まず第一点、国債運用の適切かということですが、

従来、財政投融資を通じて国債の引き受け、これが国家財政の市場規律といえますか規律を弱めているという批判があつたわけですね。しかし、今の時点でいえば、それが逆に日本の国家財政の安定性、つまり、ギリシヤをきっかけにして欧州の各国が財政危機、投機的な攻撃にさらされている中で、これだけ財政赤字、GDP比二〇〇%というような財政赤字を抱えている日本の国債がなぜ信用されて買われるのかということは、要するに、日本が経常収支黒字で、国内の貯蓄で基本的には赤字を賄っている。その安定的な消化の中で、日本の郵貯それから簡易保険における国債の運用が非常に大きな役割を果たしているというふうに私は考えております。

そういう意味で、もちろんこれだけの巨大化

というのは望ましいことじゃないかもしれませんが、現段階においてこれだけの財政赤字を抱えていて、これだけ不安定な国際金融情勢の中で国家財政というものが投機的な攻撃の対象にいつさらされるかわからない、こういう時代においては、こういう国民の貯蓄で国の財政赤字を支えるという仕組みがむしろ非常に貴重な役割を果たしているんじゃないかというふうに考えております。

二点目の方は、ちよつと私としては判断しかねますので、御容赦いただければと思います。

○坂本委員 次に、白杵JPGグループ労組中央執行委員長にお伺いいたします。

この郵政改革が成功するか否か、これは私は、先ほど意識改革と言いましたけれども、労組の意識改革にもかかわってくる、あるいは労組の運動形態、こういったものの改革、改善にも大きくかかわってくるんだらうというふうに思います。ここに「JRはなぜ変わったか」というような本がございします。この中には、組織あるいは人事、こういったものも含めて、JRがどれだけの血のにじむような努力をしたかというのが書いてあります。これからの郵政も、やはりそういう時代に入っていくであらうと思います。

特に、この中で強調されておりますのは、あるいは私自身もJRに行つて副社長にお会いしている話を聞いてまいりました。

一つは、これまでのように親方日の丸的な官公労ではありませんが、その社全体をどうやって盛り上げていくか、維持していくかということになった場合に、やはり労使協調体制をとらなければいけない、単なる団交、団体交渉ということではなくて、労使の間でいろいろなチャンネルを持たなければいけないというようにも言われておりましたし、特にJR東日本では、経営協議会というのをつくつて、駅長も助役も組合員にしておいて、その中に経営協議会の中で管理本部というのを設けて、そしてさまざまなチャンネルの中で現場の声が行き届くような形にできたというよう

なお話をされましたけれども、こういったJRの労組関係の運動への取り組み方、これは今後参考にされますか。それが第一点であります。

それから、やはり人事というのが一番大事だろうというふうに思います。これもJRが参考になりますけれども、やはり昇進試験というものを非常に重要視した。そして、成果主義、人事考課を考えて、これまでの労使のなれ合い的なしがらみを取つ払つていった。そして、本当に優秀な人間を現場から採用していった。そして、いろいろな企業からの出向あるいはいろいろな企業への出向、こういった人事交流を頻繁にさせることによつて外部の空気というものを吸収させること、それが成功の一因にもなったというふうに言われました。こういった人事交流あるいは人事考課に對してはどのように考えられますか。

○白杵参考人 先生、ありがとうございます。

我々が民間の企業としてどういう労使関係、あるいは労働組合がどういう意識改革を進めているかということについて、一言申し上げます。

まず、私どもは、携わる事業がしっかりと基盤ができて成長していくことが、我々働き手の意欲、雇用というものを守れるんだというふうにして、思つていまして、そういう健全な成長、発展を目指して、労使関係においてパートナーシップ宣言というのを結んでおりまして、その中で日々、先生から御指摘のある経営協議会やさまざまな職場協議のルールを確立して、積極的に現場の声を反映できるようにシステム化をつくり上げております。これは、民営・分社化前からそういうことで努力をしてきているところであります。

それからもう一つは、先生御指摘のように、私どもの企業というのは人によつて成り立っている企業ですから、マンパワーの高揚というのは極めて大事であります。そのための人事評価制度、あるいはキャリアパスやさまざまな人事交流というものも積極的に展開をしております。今日、この改革後の姿なども想定をしながら、よりよいサービスのできるように、根本的に健全な経

営と、そしてマンパワーも育てていく、そういう考え方で取り組んでいることを御理解いただきたいと思います。

以上であります。(坂本委員「人事の方について」と呼ぶ)人事制度じゃなくて、会社の人事ですか。

人事につきましては、私たちは、いわゆる当事者ではありませんで、権限があるわけでありません。ただ、私どもが一番大事にしているのは、どこから来たかではなくて、今配置されている経営陣が、まさにこの事業に愛情を持って、そしてそこに携わる社員のことを大切に、国民によりよいサービスのできる、そういうしつかりとした経営プランを持っている経営者を私たちは求めておりまして、そういうことで今努力されているんだらう、その評価はまた別なところでされるんだらうというふうに思つております。私たちは、経営陣に求めるのはそういう考え方だということでございます。

○坂本委員 JRと郵政の一番の違いは、JRはそれぞれ分社化されましたけれども、JPの場合には地域的な分社化はない。ですから、どこまで風通しのいいような組織になるかというのは、二十数万人いらつしやるわけですから、多分非常にやはり苦労されるだらうなというふうに思います。

ぜひ、国民の方を見て、これだけユニバーサルサービスというものを、やはり政治の方は理解をし、求めながら、これだけの法体系にしようとしているわけですので、その意を酌んで、そして民営化の方の成果主義あるいは人事考課、こういったものも取り入れて、組合としても御理解をいただきたいと思つております。

高がなればよろしいでしょうか。

それともう一つは、二分の一の問題がございます。認可制から届け出制へ。一方で、株二分の一以上の売却が済めば、その後は全株売却のインセンティブが非常に働くんだ、やはり組織としてさまざまな関与はもう欲しくないというようなことでインセンティブが働くんだというような考えもございます。例えば今のJTあたりがそのような状況です。政府が持っていますけれども、JTとしては、効率化のために株をできるだけ売りたいというようなところまで来ております。そういうインセンティブが働いて、全銀協さんが言われるほどにイコールフットリングを阻害するようなことにはならないのではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤参考人 お答え申し上げます。

まず第一点目の、どのぐらいの規模になれば民間金融機関としてはいいのかという御質問ですが、具体的な数字をお示しするのはなかなか難しいことだと思えます。

今後、郵貯事業が民営化していくに当たりましては、例えば先ほど人事の問題が出ておりましたけれども、リスク管理、それからコンプライアンス、あるいは業務監査といったような、金融機関としての適切な運営がなされるためにいろいろな要員の確保、あるいは組織の運営といったものをつくり上げていく必要があるかと思えます。

その中で、全体の業容が決まり、それからうち銀行に対する社会のニーズがどれぐらいかということが決まってくる中で、マーケットがその適正規模というものを恐らく決めていくだろうというふうに考えてございます。具体的な数字については、ちょっと今勘弁いただきたいというふうに思っています。

それからもう一つ、二分の一以下になった後の完全民営化への道筋について、さらに売却のインセンティブが働くから、さほど懸念がないのではないかというお話でございます。

今回の法律の中では既に、「その全部を処分することを旨とし」ということと、それから「できる限り早期に、処分する」ということが定められておりますので、今私が最初に申し上げました、金融機関としてのあるいは民間金融機関としての組織体制が、きちつと内部管理体制も整った上で早期に処分されるということが基本的な考え方だと思っておりますので、二分の一まで、そして二分の一からゼロまでの道筋については、先生御指摘のとおり順調に進んでいくことを切に願っております。

○坂本参考人 地方がこれからどう生き残るか、本当に課題が多いわけですが、先ほど申し上げましたように、本当に私が欲しいのは、いつ農協が逃げるかわからない状況の中では、郵便局に指定金融機関として仕事をさせていただくとをお願いしたいと思えます。

○赤松委員長 次に、斉藤鉄夫君。

○斉藤(鉄)委員 公明党の斉藤鉄夫でございます。きょうは、参考人の皆様には本当にありがとうございます。では、早速質問をさせていただきます。

最初に、佐藤参考人にお伺いいたします。

今回は、政府が提出しております郵政改革関連法案にかわって、郵政民営化法の見直しという形で改正が議論されることになりましたけれども、全銀協としてこの郵政改革の目的についてどのようにお考えになっているのか、お考えをお聞かせください。

○佐藤参考人 お答え申し上げます。

郵政事業改革の本来の目的については、先ほど冒頭でも陳述させていただきましたけれども、国際的に類を見ない規模に肥大化した郵貯事業を段階的に縮小することが一つ、そして二つ目に、将来的な国民負担の発生懸念というものを減ずるということ、そして三つ目に、民間市場への資金還流を通じて国民経済の健全な発展を促す、この目的でもって今回の改革案が成立しているというふうに考えさせていただいております。

○斉藤(鉄)委員 引き続き、佐藤参考人にお伺いします。

株式を保有している、ある意味で政府の関与が残る期間においては公正な競争条件が確保されない、そのように先ほどお述べになったわけですが、けれども、そうお考えになる理由は何かということ

と、では具体的にゆうちょ銀行がどのようなメリットをそのときに持つことになるのか、お聞きいたします。

○佐藤参考人 お答え申し上げます。

ゆうちょ銀行に間接的な形で政府の出資が残る場合には、一般利用者あるいは投資家がゆうちょ銀行を見る場合に、そこにやはり暗黙の政府保証、いざというときには政府が支援を行うかもしれない、そういう期待感をマーケットの中では抱くということでございます。御承知のとおり、金融業というのは信用が競争力の源泉でございます。したがって、そういう状況下では、ゆうちょ銀行と我々民間銀行との間においては公正な競争条件が確保されていないというふうに考えさせていただきます。

では、具体的なゆうちょ銀行のメリットはどういうことがあるかといいますと、そういった暗黙の政府保証のもとに、やはり資金調達面での優位性というものが現実問題としてございますし、結局、資金調達面での優位性があるということは、運用面においても、より多く、より有利な条件で調達したものを運用していきけるということで、調達そして運用両面において、我々民間銀行との間において公正な競争条件は確保されていないというふうに考えているところでございます。

○斉藤(鉄)委員 これは先ほどの質問にも出ましたが、もう一度、ちょっと整理し直して質問させていただきます。

今般の改正法案の中で、新規業務規制に関して、金融二社株式の二分の一以上処分後は届け出制へ移行するとされております。

届け出制といいますが、単純な届け出制ではなくて、配慮義務、また民営化委員会への通知と民営化委員会の意見に基づく大臣命令という、かなり厳しい上乗せ規制の乗った届け出制でございますけれども、ゆうちょ銀行、かんぽ保険の新規業務を届け出制とすることについて、どのようにお考えになっているのか、先ほどのような視点か



ら、もう一度お答え願いたいと思います。

○佐藤参考人 お答え申し上げます。

ただいまの新規業務規制に関してでございますけれども、もともと、ゆうちょ銀行に政府関与が残る間につきましては、中立かつ公正な第三者機関でございますところの郵政民営化委員会による適正かつ厳格な審査を必要とする認可制の方がいいのではないかと、このことを我々民間金融機関は申し上げてまいったわけでございます。

しかしながら、今回、届け出制に移行ということになりますけれども、そういった趣旨につきましては、届け出制のみで業務範囲を拡大できるということになりますと、やはりそこには認可制に比べてより不安が残るということも事実でございます。

ただ、法案には明確に、他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないように特に配慮することということが明記されておりますし、また、郵政民営化委員会による総合的な検証、これは、民業圧迫になっていないかどうか、肥大化になっていないかどうか、あるいは利用者の安全が確保されているかどうかといったような観点からの厳格な検証が行われるということであるというふうに理解しております。

むしろそういったことが必要だろうというふうな理解しておりますので、私の考えとしては、そういうことがきちつと守られるような形で、ぜひ、この届け出制のもとにおける新規事業についての御検討をいただきたいということでございます。

以上でございます。

○斉藤（鉄）委員 その上で、それにプラスして、届け出制の場合、このような手当てをすれば民間金融機関としてより安心できるというよう具体的な案はありますでしょうか。

○佐藤参考人 お答え申し上げます。

より具体的には、ほかの金融機関に影響が出ないような形で、実際に届け出をされるときに、例

えば、どのような形で民業圧迫がされるか、ないという措置ができていくかどうか、あるいは顧客利便性につきましてもどういったものが確保されているかどうかといったような、新規業務を行うに当たっての措置について、届け出書の中に具体的な形で盛り込んでいただくことが必要ではないかというふうに思います。

それから、もう一点だけ申し上げますと、先ほどから申し上げておりますように、郵政民営化委員会の機能というのは公平性を確保する観点からは非常に大事でございますので、中立かつ公正な第三者機関である郵政民営化委員会の公正あるいは総合的な検証が担保されるように、ぜひ運営についてお願いを申し上げます。

以上でございます。

○斉藤（鉄）委員 佐藤参考人に最後に、郵政民営化委員会、最後に述べられましたけれども、その公正な働きが大事であるというお話ですが、これも、完全民営化するまでの間、この民営化委員会が果たすべき機能について、どのようにお考えになられているか、もう一度質問させていただきます。

○佐藤参考人 若干繰り返しになりますが、郵政民営化委員会、この郵政民営化委員会が、我々からしますと三点、特に、民業圧迫になっていないかどうか、公正な競争条件が確保されているかどうか、それから郵貯事業そのものが新規事業によつてゆーちよの肥大化につながっていくことがないかどうか、そして利用者の利便性あるいは安全が確保されるかどうか、この点について、特に三点申し上げますけれども、これをきちつと検証していただくと、問題があればそれについて意見を述べたいというふうな形で公平性、中立性をぜひ確保していただきたいというお願いでございます。

以上でございます。

○斉藤（鉄）委員 ありがとうございます。

坂本村長さんにお伺いしたいと思います。  
七年前の郵政選挙のときには郵政民営化を支持

して投票した、このようにおっしゃいました。その時点から今かなり期待外れのところもある、このような発言もあつたわけでございますけれども、先ほどおっしゃった三点以外にも、例えばサービス面とかこういう面での改善が必要だという点があれば教えていただきたいと思っております。

○坂本参考人 お答えいたします。

基本的には先ほど申し上げたことが中心になりますけれども、例えば、郵便事業というんでしょうか、全国に百年かかって網羅した、この本当にすばらしい、末端まで配達をしていたくシステムについて、私は何としても堅持していただきたいというのがあります。

それは、やはり民間が幾ら参入しても、人口減少時代に入りますと、非採算地域はやめていくのではないかなという思いが私にあります。やはり全ての地域の生活を守るためには、何としてもこれは堅持していただきたいということが一つあります。

以上です。

○斉藤（鉄）委員 白杵参考人に二問質問をさせていただきます。

今こういう状況の中で、働く者の士気が下がっているというふうなお話もございました。その具体例をもし教えていただければ、これが一点。それからもう一点は、今回、郵便事業会社と郵便局会社を合併して、日本郵便となります。そうしますと、二十万人を超える巨大な企業が生まれ、ということ、それに対しての批判も実は議論の中でありました。企業としてのガバナンス、ティが非常に重要になってくると思っております。この点についての御意見をお願いしたいと思います。

申しわけありません、時間がないので端的にお願いいたします。

○白杵参考人 ありがとうございます。

職員あるいは組合員の意識の低下でありますけれども、これは長年かかっていることが一つあります。

ます。それは、会社形態が変わるたびに物すごいエネルギーがかかって、しかし私どもは目標の達成感を味わえないで今日まで来ているという問題が一つあります。それと、分社化によって、複雑な会社間調整に伴って非常に職員の疲労度が高まっているという問題があります。私たちは、このようなところの問題をやはりしっかりと解決していかなければならないと思っておりますし、その低下がサービス劣化につながっているということにもなっておりますので、そんな考え方で、それから、確かにおっしゃられるように、郵便事業会社、郵便局が統合するということも含めて、先生御指摘のようにガバナンスも含めてしっかりとしていかなきゃなりません、私どもの仕事は、恐らく、統合をしてもきちつと事業別にしっかりとした管理を内部で行っていくという問題と、それから、中間管理機関もスリム化をしてきちつとした指揮命令系統が整ってまいりますので、末端までの意識の徹底というのは図れていくというふうに思っていますので、そんなところの努力をこれからもしていきたいと思っております。

以上です。

○斉藤（鉄）委員 鳥畑参考人にお伺いいたします。

この郵便事業、また国民の貯蓄を強欲資本主義のビジネスモデルの対象にしてはならないと。私も全く同感でございます。

そのためには今後どんな工夫が必要なのか、先ほどお述べになったんですが、ちよつと難し過ぎて理解できなかったものですから、わかりやすく説明していただけますでしょうか。

○鳥畑参考人 あと時間もございませんのであれですけれども、とにかく、庶民の零細な貯蓄であるとか簡易な保険を掛けるために預けたお金、こういった貯金を投機といいますか強欲資本主義から守るためには、まずは民営化をさせないということは何よりも大切じゃないかなというふうに思っております。それから、投資家保護という点

では、金融商品取引法がございますが、何といつてもその監督体制が、人員、スタッフも含めて、非常に不備であります。ここをやはり抜本的に強化していく。

だから、そういった意味では、特に金融面では小さな政府は逆に不安定、損失を招くんじやないかなというふうに考えております。

ありがとうございます。

○齊藤(鉄)委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○赤松委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。貴重な御意見、本当にありがとうございます。

最初に、坂本参考人にお尋ねをいたします。

檜原村における郵便局の役割、お話を聞かせていただきました。例えば総合担務の話なども、当然のことながら郵便屋さんが貯金やあるいは保険の業務も一緒にやってもらえた、そういうことが本当にありがたかった、それが今回の分社化によって大きな支障を生じたということ、そういう点でも、統合の問題というのは積極的なものだということでお話を受けとめました。

あわせて、やはり金融の窓口業務。窓口において口座をつくったり、貯金ができる、あるいはさまざまな決済の機能を果たすことができる、そういう金融機関というのが檜原村には現在郵便局以外にはJ Aしかない。そのJ Aの撤退の御心配もあるということでありまして、そういう意味でも、金融の窓口業務、この点、金融のユニバーサルサービスのなかめでもありますけれども、その重要性について、お感じのところをお聞かせいただきたいのと、あわせて、先ほどのお話でも、民間の金融機関が来ることは一〇〇%あり得ないというところもおっしゃっておられますが、そのようにお考えなのはどういう理由なのかについてもお聞かせいただけないでしょうか。

○坂本参考人 お答えいたします。

と。また、今郵便局は、そこから地元の業者あるいは村民に払い出すための窓口ではないことです。それで郵便局だけになってしまつと、村外の金融機関に頼らざるを得ないということは、一つの自治体として機能していないんじゃないかな、こんな思いがあります。ですから、当然、過疎地特例ということで結構ですけども、指定金融機関のお願いをしたいというのが一つの大きな理由でございます。

先生、もう一つは何でしたか。済みません。(塩川委員)民間の金融機関が来ることは一〇〇%あり得ないというのは「と呼ぶ」私は、なぜ一〇〇%と言いつつたかというところ、やはり利益追求ですから、当然、この場所に支店を置いてもらうからなければ来ないわけです。ですから、先ほどの指定金融機関に戻りますけれども、本当に郵便局を指定金融機関にしてはならない、あるいは一千万の預金限度額を堅持しろというのであれば、全銀協の共同での窓口を檜原村につくつていただければ私はありがたいと思うんです。

以上です。

(委員長退席、佐々木(隆)委員長代理着席)

○塩川委員 佐藤参考人にお尋ねいたします。

今のような御提案もあつたわけですけども、先ほど坂本参考人から、郵便局しか金融機関がないところが全国二十五市町村もあると。(発言する者あり)失礼、二十三日市町村ある。それで、私が直近のもので調べましたら、二十三日市町村にふえていたということもありました。二〇〇三年の四月の時点では十一市町村だったものが、今では二十三にふえている。この間に合併もありましたが、それによつて数が減つた。逆に言うと、その合併がなければさらに十プラスされて、二〇〇三年時点に置きかえれば三十三の市町村に郵便局しか金融機関がないという状況になっているわけであります。

そこで、佐藤参考人にお尋ねしますが、このように民間金融機関が過疎地域で店舗を減少させて

いる、それは何でこうなっているのか、このことについてお聞かせいただけないでしょうか。

○佐藤参考人 ただいまの御質問にお答えしたいと思ひます。

基本的には、今御議論されておりますように、金融サービスというものが国民生活にとつて非常に重要で必要不可欠なインフラであるということにつきましては、私ども民間金融機関も十分認識させていただいてるところでございます。そうした認識のもとで、民間金融機関は全国各地に店舗、ATMネットワークを張りめぐらしてまいりまして、今御指摘がありました一部地域以外では、預金や為替といった基本的なサービスは全国をカバーしているということだと思います。

なぜ店舗が減つていくのかということでございますけれども、やはり、民間金融機関として、その地域あるいはその店舗における店舗網としての効率性というものは考える必要があると思ひますけれども、ただ店舗を減らしているということではなくて、我々が店舗展開をする場合には、必ずその近いところの店舗での補完性というものがきちんときいていっていることを確認して、それを統合あるいはその効率化を進めていくということをやっておりますので、必ずしも、もうからないから全部そこから引き揚げていくということでは店舗政策を展開しているわけではございません。

一言付言させていただきますと、それでは、我々が展開していない、民間金融機関のない一部の地域の金融についてどう考えたいのか。

先ほど村長さんのお話もありましたけれども、これをやはり、その地域あるいは住民の方々の基本的なニーズ、あるいはその中身というものをきちんとして踏まえた上で、それに対する一方で社会的負担の大きさというものを十分検証した上で、公的な関与の仕方がどうあることがあり得るのかということについては、今後慎重に検討していく必要があるのではないかとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

(佐々木(隆)委員長代理退席、委員長着席)

○塩川委員 民間金融機関共同で店舗を出してもえれば望ましいことであらうと思つております。

そういう点でも、この郵便局ネットワークにおいての金融のユニバーサルサービス、まさに、金融の窓口業務を保障する、この仕組みの重要性というところを今改めて多くの方が受けとめておられるんだと思うんですが、この郵便局ネットワークにおける金融のユニバーサルサービスの意義については、佐藤参考人はどのように受けとめておられるでしょうか。

○佐藤参考人 私が御説明しましたのと若干重なつてしまひますけれども、ユニバーサルサービスそのものの意味、すなわち、全国あまねく各国民全員に基本的なインフラサービスである金融サービスを展開できるようにしなければいけないということの重要性については言をまたない、我々民間金融機関もそういう形で認識してございます。

したがひまして、このユニバーサルサービスを特に一部の民間金融機関のない地域にどう展開していくのかということが次の問題だと思ひますけれども、それを今郵便貯金という形での、郵便局の中でそれを展開していくのが本当にいいことなのかどうか、この点につきましては、地元のニーズと、先ほど申し上げましたけれども、別の形あるいは公的な関与といったものについてどういことがあり得るのかということについては、もう少し慎重な検討が必要ではないかというふうに感じているところでございます。

もう一つだけその観点を付言させていただきますと、郵便事業、郵貯事業がその一部の地域のユニバーサルサービスを提供するということになりまして、やはり、その部分における事業の採算性というものはどういうふうな全体として担保されて、会社全体としてきちんとした形で維持、経営されていくのかということとの関係において、そ

の妥当性あるいは必要性について議論が残るところだと思ひますので、私が先ほど、今後、公的関与も含めていろいろの慎重な検討が必要であると申し上げましたのは、そういった点も含めてのことでございます。

以上でございます。

○塩川委員 現行の郵便局のネットワークを生かした金融のユニバーサルサービスそのものについての若干の御意見もあるというお話でございます。

ただ、一方で、民間金融機関において、やはりもうからなければ来ないという話が当然あるわけですから、そういったことを踏まえても、郵便局ネットワークを活用した金融のユニバーサルサービスの重要性というのは改めて指摘しておくべきことだと考えています。

その上で、鳥畑参考人にお尋ねいたします。この配付資料の中でも、最後のところに、貯蓄から投資、官から民への資金循環の転換、そういう中で金融的弱者に対する金融排除などが現実化をしたという話が書かれております。そういう点でも金融のユニバーサルサービスの重要性ということが改めて注目されるわけですが、この点についての参考人のお考えをお聞かせいただけないでしょうか。

○鳥畑参考人 お答えさせていただきます。

私が具体的にかかわったのは、多重債務問題、上限金利規制の問題でした。これについても、アメリカのUSTR等は、日本の上限金利規制を取っ払え、金利の自由化が消費者のサービス、利益になるんだという論法でした。

ところが、やはり、市場原理に基づく、リスクに見合った金利でありますとか、例えばリスクに見合った保険料という考え方でいきますと、社会的弱者、低所得者層に対しては、どうしても高金利を要求するということになるわけです。そうすると、支払い能力の低い層ほど高い金利が要求される。それが負担できないのであれば、借りることができないという形で排除される。では、

どうしても困っているから借りてしまえば、支払い能力を超えた支払いということで、多重債務という形で非常に追い込まれていくという形の問題が起きたわけです。

そうしますと、私がここで言いたいののは、どうしても社会の現実の中ではマーケットメカニズムが対応できない領域があるんだ。それは、多重債務で問題になった低所得者層の問題であり、今問題になっている日本の社会の中の格差、地域社会の衰退の中で、過疎地で本当に金融機関もないような状態の中で、でも、そこで生活されている方がいて、その人たちに對してもちゃんとした金融サービスを提供するんだ、こういう課題があるわけです。ただ、マーケットに任せればいいのかといったときに、やはり同じようにどうしてもそこではコストがかかる。収益性に見合わないというところで排除されるか、都市部に比べればもうちょっとサービス料としてはコストを負担してくださいという話になっていくんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○塩川委員 今回の法案についてなんですけれども、もともと改革法案におきましては、金融のユニバーサルサービスの義務づけを日本郵政に付ける。金融二社との関係におきましては、三分の一を超える株式保有と、あわせて定款に基づいて担保するという仕組みでありました。この点でも実際に担保されるのかという懸念もあつたわけですが、今回の場合におきましては、三分の一を超えるという規定そのものが、書きぶりそのものはなくなつて、全て処分することを旨とするということとあわせて、できる限り早期に、処分するという規定になつていくわけであります。

全て処分することも排除されない規定になつていくわけですが、こういつた規定で金融のユニバーサルサービスが担保されるのかという懸念を覚えるわけですが、この点についての参考人のお考えをお聞かせいただけないでしょうか。

○鳥畑参考人 お答えします。

三分の一の議決権というのは、会社の定款で定められた目的の変更に対して拒否権が発動できるということ、三分の一という条件だそうなんです。

しかし、通常の会社経営の中で、親会社の子会社の経営監督については、そんなに細かいところまで監督ができないわけでは、やはり、三分の一というのはある意味ミニマムの部分ではあります。本当の意味でユニバーサルサービスを実現させる、その担保となる株保有としては過半数、経営陣の選定まで含めた支配権を持たせる必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○塩川委員 白杵参考人に今の点をあわせてお答えいただきたいんですけれども、今回の民営化法の改正案において、金融のユニバーサルサービスの担保の仕組み、これが本当に担保になるんだろうかという懸念を私は覚えるわけですが、この点についての参考人のお考えをお聞かせいただけないでしょうか。

○白杵参考人 先生、どうもありがとうございます。

全てが完全防備されて担保されたかという点、非常にいろいろあるんだろうと思います。ただ、今回の見直しにおいて私どもが一番大事にしてほしいというのは、金融サービスというものが郵便局ネットワークをもつて仕事を続けることができないという姿になつていくと、ネットワークそのものが壊れてしまうということがあつて、それが一つあります。

それからもう一つ、金融サービスについて、いわゆるユニバーサルサービスの義務化をきちっと担保してほしいということで、これは持ち株に担保をして、きちっとグリップしよう。そのことによつて、三事業がこれからも一体的にサービスを提供することができ、あるいは金融二社のサービスを郵便局の窓口にとめておくことができる。そのために三分の一超、先生がおっしゃられるように、議決に対する拒否権を発動するとかと

いう、いわゆるグリップできる形を最低限確保し続けるということが大事なんだろうというふうに思っています。

いずれにしても、処分に当たっては、ユニバーサルサービスがいずれの郵便局においても全国ネットワークの中で提供し続けることのできることを前提とならなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○塩川委員 終わります。ありがとうございます。

○赤松委員長 次に、中後淳君。

○中後委員 新党きづなの中後淳です。

参考人の皆さん、きょうはどうもありがとうございます。先ほど来、郵便、金融、保険、三事業一体のユニバーサルサービスについての議論が中心に行われておりますが、私もその点が一番気かりでありますので、その点から質問させていただきます。

まず、ユニバーサルサービス、ほかのいわゆるユニバーサルサービスが提供されていると言われているようなものに比べて、例えば各家庭に電気が来ている、水道が来ているとかということではなくて、店舗がどの程度あつたらユニバーサルサービスが担保されているかということがはつきりしない中で、先ほど来、市町村の中であるとかないとか、檜原村さんの場合はJAさんと郵便局しかないようなお話もされてますが、もう合併で一市一千平方キロメートルを超えているような市町村がある中で、市町村の中にどのぐらいあるのかということではなくて、もう少しやはり細かく見ていかなければならぬだろうなというふうにも思っております。そういう意味では、提出者や政府にあらかじめユニバーサルサービスが担保されているというのはどういう状態なのかというところを質問してから、きょう皆さんに質問できればよかったのかなというふうには思っております。

まず、佐藤参考人に質問させていただきます。  
先ほど民間金融機関でもそういう点には十分配慮しているんだというお話をされておりましたけれども、いわゆる銀行法等には、ユニバーサルサービス義務づけというような、そういう決まりはないかと思えます。そういう中で、今回の郵政民営化法の改正についてはそこを義務づけるということになるわけですが、まず、ユニバーサルサービスを確保するという点についてはやはりコストがかかってくると思います。これも、先ほど来、限度額のお話ですとか政府の裏保証があるとかということについて、今回の郵政の優位性みたいなものをお話しされてましたけれども、裏側から見ると、ユニバーサルサービスを義務づけているということに関して、競争的には大変不利な条件を負っているということにもなると思うんですが、その辺の認識についてまず伺いたいと思います。

○佐藤参考人 お答え申し上げます。

おっしゃるように、ユニバーサルサービスを展開していくことにつきましては、それなりのコストがかかってくる。ただ、先ほど来申し上げておりますけれども、このユニバーサルサービスの必要性ということは、我々も十分認識しているところでございます。

残念ながら、我々が一部の地域では拠点を持っていない、あるいはサービスが展開できていないということは事実でございますけれども、今回の法律で義務づけが行われたということはきちんと理解しておりますので、今そういったサービスが提供されていない、あるいは不十分なところについては、恐らくそれぞれの地域においてそれぞれの事情がおりになるだろうというふうに思います。

決して数が多いわけではございませんので、それぞれの地域あるいは御住民の方々の要望というものを区々で、一つ一つしっかりと聞いて、その上で、例えば郵便局あるいは郵便事業でいうことができるのか、あるいはもう少し別の形で、

先ほど特区のような話が出ましたけれども、国の公的関与を、ある地域、ある村あるいはある町においてはこういうことならば御住民の方々のニーズが満たせるというようなことについては、より具体的かつ慎重な検討が必要であろうかというふうに考えているところでございます。

○中後委員 今のお話の中で、それほど数がないというようなお話をされてましたけれども、私の地元も結構、過疎地もあって山間部もあってというところで、恐らく佐藤参考人の考えている以上に、郵便局によっているところ、またはJAさんだったり漁協さんだとかいうところ以外ではなかなか金融機関がないというところ、恐らく皆さんが認識している以上に全国に多くあつて、そういうところで、今回の郵政民営化についての議論をもうちょっとと本当に根この深いところからやらなきゃいけないのかなというふうに私も思っているところでです。

また、先ほど来、政府の暗黙保証があるからというところで預金が集まるような話をされてましたけれども、確かに以前は、金利面で明らかに優位性があつて貯金残高がふえるような状況がありましたけれども、今そういう状況じゃない中で、貯金残高がどんどん減つていて民間の預金残高がふえているという状況の中では、もうこの裏保証というようなもので皆さん、一般の方々がどこに預けるかというようなことを選択しているという環境ではないのかなというふうに思っております。

また、金融機関に関しては、本当に破綻の危機になったようなときにはペイオフの前に公的資金が注入されるようなこともあつて、そういうことも考えると、潰れない銀行さんが使える方々はどうも考えるような時代になっているので、そういう方々はそういうふうを選択していると思うんですが、一方、檜原村さんのような状況だとそういう選択肢がなかなかないというところを、どう

やつて今回の制度の中で位置づけていくのかということが大事なのかと思えます。

私は、村長さんのお話に大変共感するところがありますし、ある意味、都市部、便利なところに住んでいる人の理屈でユニバーサルサービスということを通じていくのは非常に危険であつて、最終的には都市部も含めて国家全体が大きな損失を招くことになるだろうと思っておりますので、そこは経済合理性だとか競争だとかというところと切り分けて考えなければならぬという観点で、今回の郵政民営化法案の見直しについて検討させていただきたいなと思っております。

次に、臼杵委員長に質問します。

今現場の感覚で、ユニバーサルサービス、制度面または局の数等で、どの程度が適正規模としか、現行の数の郵便局を維持することがユニバーサルサービスの担保になるのか。または、先ほど議論されておりましたように、市町村などという単位で、ある、ないということユニバーサルサービスが担保されるのかというようなこと。大まかなことについて、その見解と、あるいはまた、都市部と地方で同じ基準ではかつていいののかということについて、お話を聞かせていただければと思います。

○臼杵参考人 先生、ありがとうございます。

結論から言いますと、現状のネットワーク、拠点数を維持していくということが基本になると思っています。

それから、地方においては、先ほどの、市町村で郵便局がないところとか金融機関がないところという話もありましたけれども、基本的には、全国の市町村でしっかりとその拠点を守っていく。それから、郵便局には簡易郵便局というのもございますので、そういうものも含めて、利用者の利便性をしっかりと確保していきたいと思っております。

○中後委員 郵便局の数を維持するという観点で、私は全く同感です。  
次に、制度面について。

今回の法案の改正によって、金融二社の株式は、全額をできるだけ早く売却するようにという話になっております。これも含めて、例えば経営者の方針、または小泉総理時代のように国のトップ、政府の考えが大幅に変わるような中で、これからまたさらにはTPPの問題もあります。そういういろいろな環境が変わる中で、ユニバーサルサービスを担保していく上で必要な制度上の枠組みとして、今回の民営化法案の見直しというので十分かどうかというところの見解をお聞かせいただければと思います。

○臼杵参考人 ありがとうございます。

今回の見直し法案で、ユニバーサルサービスを担保できるかということを含めて、私どもの今の段階で、そのとおりになるんだというふうにしつかりと言えらるかどうかというのは、多少課題はあるだろうと思っております。

ただ、今回の見直しに当たっても、少なくとも、国民サービスとしてのユニバーサルサービスは、郵便局を拠点として提供し続けていくことのできるスタイルは一応確保されたんだというふうに理解をいたしております。

それともう一つ。私どもの事業が、これから、例えば政治によって大きく変化していくというのではなしに、今ある、二十年三十年、落ちついて、国民とともに共有し合える状況をつくっていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○中後委員 私の立場からすると、今回郵政改革法案については取り下げが行われた状況があつて、私は、この点がぎりぎりの妥協点かなという思いが非常に強くありましたので、その点については残念なところもあるんですが、今回の民営化の見直しに変わったことで、少なくとも数点、やはり心配になるところがあります。

その点について、あす以降、政府または提出者に質問させていただきたいというふうに思っているんですが、島畑先生にお話を伺いたいと思います。

アメリカの在日の商工会議所ですかと日本政府とのやりとりでも、完全に一企業として、民間企業として扱っていくんだということも政府の説明としてあるわけでして、そういう意味では、保障となる根拠がなくなった形になっているものですから、そこはやはり何らか入れないとい

一つ、あらゆるサービスが受けられる大都市と高齢化が進んでいる過疎地域では、おのずと郵政の果たす役割が違ってくると考えます。この点について参考人の考えをまずお聞きしたい。

二目目。民営化によつて最も悪影響を受けたのはどのような点だろうかという点。重複するかもしれ

次に 全銀協の佐藤参考人にお伺いいたします。

全銀協の声明を読ませていただきましたけれども、その中で気になる書きぶりがございました。郵貯事業には将来的に国民負担の発生が懸念される、こういうふうに指摘されております。これは

でございます。これが仮に適切に行われずに、郵貯事業の収益がほかの事業の赤字に補填されるといったようなことになりましたと、これは、もともと国がゆうちょ銀行の株式を保有しているわけでございますから、その株式価値の毀損によりまして、最終的に

には国、すなわち国民の負担が大きくなるという可能性につながってしまおうということでございます。

このリスク遮断の問題につきましては、今回の法案については対応がなされているということであらうかと思いますが、今、二番目の問題についても理論的な可能性があるということをお指摘させていただきたいと思います。

したがって、郵貯事業の肥大化というものが非常に大きな問題になってくるというふうに認識しております。

以上でございます。

○重野委員 ありがとうございます。

次に、臼杵参考人にお伺いいたします。

言うならば、臼杵参考人が率いる組合員は利用者と現場向き合っているわけですね。そうした社員、組合員の声を集約していくことは、これは労働組合の果たす重要な役割の一つだと私は思います。

そこで、集約された組合員の声の中で、郵政民営化によってどういった点が問題点として浮かび上がってきているのか、そのことについてお聞かせください。

○臼杵参考人 先生、ありがとうございます。

民営・分社化によってさまざまな問題が発生をしております。非常に笑うような話も幾つかありまして、きょう、事例を幾つか申し上げたいと思います。

お客さんのところに配達された書留郵便物は、たまたま不在だったときに不在通知書というのを入れます。とめ置いた書留は、もともと郵便局の窓口で受けることができるわけですね。それが郵便局の窓口で受けられないという状態になりました。これは、あくまでも郵便事業会社のゆうゆう窓口というところに行ってくださいという話になります。

あるいは、郵便局の前にポストがあるんですけども、このポストに投函をして、たまたま自分の郵便物、差出人が間違ったなということで取り

戻したいという請求をやる場合、郵便局の窓口で済んでいたわけです。それが今度は、ポストというのは管理しているのが郵便事業会社ですから、結果的に郵便事業会社の集配センターの方に問い合わせをしてやらなきゃならぬという使い勝手の非常に悪い状況になっております。

それから、郵便局は窓口業務が主体でありまして、ここは運送業を持っていますから、地域のお客さんから頼まれる集荷郵便物を受け取ることができない。これは、あくまでも集配センターから行ってもらわう。今は連携をとっていますけれども、当時は非常に大変な、厄介な課題になっている。

さまざまなそういう問題があつて、私どもは、そういったところを少しでもやはり解決しなきゃならない。今回の郵便局と郵便事業会社の統合がある意味ではそれが救いになっていくのではないかとこのように思っています。さまざまなこれからのサービス、劣化したあるいは使い勝手が悪いということに対して、労使ともどもに努力をしてみたいというふうに思っています。

○重野委員 まだ聞きたいこともあるのでありますが、もう十分になりましたので、以上で終わります。

○赤松委員長 次に、山内康一君。

○山内委員 みんなの党の山内康一と申します。

最初に、佐藤会長にお尋ねをしたいと思

います。今回の改正法案は、株式が二分の一以上処分された段階で届け出制になるということで、非常に民業圧迫の懸念を表明されておりましたけれども、私も、政府の保証がついて、しかもトップが齋藤次郎大蔵省元事務次官、トップも役人OBで政府の保証もついている、どう考えても国策会社か政府系企業のようにしか客観的には見えないと思うんですね。こんな状況で、民間企業と同じ条件で競争をやれというのはむしろ話のように思

います。この民業圧迫がもし起こった場合、どのような

規模で悪影響が生じるのか。例えば、何らかの試算とか、あるいはこういう方面で悪影響があるとか、国内外を問わずですけれども、どういった悪影響が出るか、お話をいただければと思います。

○佐藤参考人 お答え申し上げます。

民業圧迫、一つの例だけ取り上げて申し上げたいと思いますけれども、特に我々が気にしております新規事業への進出に関して申し上げたいと思いますけれども、仮に今のうち銀行の規模で新しい事業、特に貸出事業といったようなものに参入してくるということになった場合には、これは非常に大きな影響が出てくると思います。

御承知のとおり、地方を含めまして、貸し出しの総需要につきましては、震災復興で今一部大分盛り上がりつつある面もございますけれども、総じて言うところ、弱い傾向が見えている中で、巨大な銀行がそこに貸出業務を行うというような形で参入してきた場合には、特に地方の金融機関を中心として大きな圧迫を受けることになるだろうというふうに思います。

しかしながら、今回の法案では、認可制、二分の一以下になった場合には届け出制という形の枠組みができておりますので、我々としては、基本的には、さつき申し上げましたとおり、民業圧迫ではないこと、肥大化につながらないこと、そして利用者の利便性と安全性が確保される、この点について、第三者機関でございます郵政民営化委員会がしっかりとその三点を中心に見ていただくことによって、この民業圧迫の問題について正しく導いていただけるものだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○山内委員 もう一度、佐藤参考人にお尋ねします。

金融のユニバーサルサービスということですが、実は先進国では余り、この金融のユニバーサルサービスを義務づけている国はないというふうに理解をしております。郵便は当然ユニバーサルサービスが必要ですが、なぜ、ほ

かの先進国で、余り金融ではユニバーサルサービスを義務づけていないのか。ほかの先進国は、そもそもユニバーサルサービスがなくても何とかやっていっているんじゃないか。その点について、もし御存じでしたら教えてください。

○佐藤参考人 お答え申し上げます。

他国のユニバーサルサービスの状況につきましては、詳細な知識、情報を持っておりませんが、お答えはなかなかできないわけでございますけれども、ただ、先ほど申し上げましたように、基本的にはユニバーサルサービスというのは、何らかの形で、どこに住んでおられるどのような方でも、特に預金とか為替とか、こういった基本的なサービスが提供されなければいけないということ、我々民間金融機関としても十分認識しているところでございます。

以上でございます。

○山内委員 私は、先ほど来、郵便局以外金融機関がない市町村、大変だなと思って、そういうところでは郵便局、非常に重要だと思っています。たしか二十三日市町村あるかと思つて。こういつた二十三日市町村の郵便局はきちんとしてこ入れをして守っていく必要があると思うんですが、全国二万四千のうち、恐らく二十三日の市町村の郵便局というのはわずか一%にも満たないと思います。その一%にも満たないところの金融事情を理由にして、免罪符にして、そのほか九九%ぐらい、競合の民間金融機関があるところまで、競争条件を民間よりも高くしている。そういうふうな思えてならないんですけれども、そういう意味では、民間の立場でも、二十三日の市町村、何らかのアウトリーチをやつてもらうということは私も必要なことだと思つております。

ちよつと私ごとで恐縮ですが、私、途上国でマイクロファイナンスの調査の仕事を昔やっていました。グラミンバンクなんて有名ですけども、別に電気が通っていないところでも、今どき、途上国の金融機関、モバイルの携帯の端末で電子決済できるようにして、スラム街でもどこでも金融



サービスを提供している民間の銀行も信用組合もNPOもあります。今のテクノロジーを使えばそんなに難しいことではないんですけれども、そういうことを民間の銀行なりいろいろな金融機関の立場でぜひやっていただきたいと思うんですね。それは、銀行という非常に公共性の高い職種をやられている皆さんからすると必要なことではないかと思いますが、そういう何らかの銀行側からのアプローチというか工夫というのは、何かなさっているんでしょうか。

○佐藤参考人 お答え申し上げます。

今先生おっしゃいましたとおり、世界の状況につきましては、金融の電子化といいますが、あるいはネットを通じた金融サービスの提供ということとはかなり大きな流れとなつてきているわけでございます。我々民間金融機関もネット銀行というものをつくっておりますし、同じようなサービスの提供もしております。

ただ、一点申し上げたいのは、我々は別途、例えばマネーロンダリングとか、あるいは適合性の原則といったような、さまざまな形でコンプライアンスの問題をきちつと処理するということが非常に重要でございます。特に過疎地の住民の方々、お年寄りが多いかと思ひます。そういう方々に、適正で正確な情報を踏まえて、コンプライアンスをきちつとした形で金融サービスを提供するということが非常に重要なことだろうと思ひます。基本的にはネット系のサービスというものもこれから展開していくことになろうと思ひますけれども、今申し上げましたような点については、十二分な配慮を進めながら展開していかなければいけないという認識でございます。

以上でございます。

○山内委員 次に、白杵参考人に質問させていただきます。

先ほど来、民営化の後、業績が悪化したということをおっしゃっておりましたけれども、私は業績がなぜ悪化したのかというところに興味があります。

まして、この数年、郵政、例えば正社員を一年間で五千六百人雇つたり、非正規社員を正社員にしたりとか、あるいは非正規も、別途また五千七百人、平成二十二年、雇つていると思ひます。一年間に一万人も従業員をふやしたら、やはり業績は悪化すると思ひます。だから、これは、民営化が悪いというよりは、大蔵省から天下つてきた齋藤次郎さんという、まあ大蔵官僚にサービス精神を求めるのは間違ひだと思ひますけれども、そういう経営センスのない人がトップにいることがそもその問題じゃないかと思ひますけれども、その点、どのように御認識されていられるでしょうか。

○白杵参考人 先生、ありがとうございます。

一つは、民営化後、業績が悪化しているというのは、これは、さまざまな経営努力はやつてきておりますけれども、現実的には、郵便のマイナス事情というのは構造的に起こっていること。あるいは、金融においても、新しい事業が、業務サービスが開発できていないという問題で、旧来の体力の中でやつていっていること。これは先生も御理解いただいていると思ひます。

それから、齋藤社長がという話でありますけれども、私たちがそれを論評する立場にはありません。ただ、先ほども言ひましたように、経営に対しては、誠心誠意しつかりと尽くしていただくような経営陣でなければならぬ。そういう面では、私どもも厳しく、労使関係の立場に立つて、そういう必要な意見は申し上げていただいておりますし、経営側もその立場に立つて、今郵政の体質改善やそういうことに努力をされているというふうに私は受けとめております。

以上でございます。

○山内委員 時間がないので、最後の質問になると思ひます。白杵参考人にお聞きしたいと思ひます。

ほかの業界、例えば生保労連さん、私は、ふだん労組とは全くおつき合ひがないんですけれども、今回初めて労組の方から陳情みたいなことを

受けました。やはり民間の金融機関は非常に不安に思つていらつしやるんですね、労働組合の人も含めて。そういう不安に対して、同じ労働組合の人間としてどのようにお答えになりますでしょうか。民業圧迫はありませんと言へるんでしょうか。

○白杵参考人 お答えをいたしますというか、十分な答えになるかどうかわかりませんが、私も連合の副会長という立場も二面持つておりますので、ふだん、損保労連や生保労連の皆さん、役員と話をいたしております。

私は、決して民業圧迫というスタイルでいかないんだと思つています。むしろ、国内の、国民の大事な資産を国内グループでしつかりと守つていくための共生型の社会をつくっていくべきだということ、そこは理解をいただいていると思つております。

以上であります。

○山内委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○赤松委員長 次に、中島正純君。

○中島(正)委員 国民新党の中島正純でございます。

本日は、参考人の皆様方におかれましては、貴重な御意見を拝聴させていただきました。本当にありがとうございます。

私は、この郵政特で質問をさせていただくのは今回が初めてでございます。国民新党を代表いたしまして、今回、この郵政の民営化の改正法案成立に向けて、各党の皆様は本心に多大なるお力を頂戴いたしていることに心からお礼申し上げます。本心にありがとうございます。ここまでは参りました。もう少しでございます。どうか法案成立まで、各党の皆様は多大なるお力を引き続き頂戴することを心からお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。今回の郵政民営化の改正法案の一番の目的は、三事業を一体化することによってユニバーサル

サービスが実現できるように、そのことによって、経営の効率化、さらにはサービスの向上を図ることができるといふことでございます。そしてまた、国民の立場から見ると、今回の改正法案が成立することによって、国民に多大なる恩恵を与えることができるというふうに思つております。

その一つ目は、やはり郵便局のネットワークでございます。郵便局は、北海道から沖縄まで約二万四千方所あります。どんな山間部にも、どんな離島にも必ず郵便局はございます。郵便局がない地域というのはございません。これというのは、世界に誇れるネットワークだといふふうに思つております。ですから、今回のこの改正法案が成立することによって、本心に思う存分、郵便局を利用に使つていただけるということが二点目。二点目は、国民負担の軽減でございます。そして三

この国民負担の軽減と郵政の今後の役割、このことについて御質問をさせていただきたいというふうに思ひます。

まず、四人の参考人の皆様全員にお伺ひしたいのですが、今、社会保障と税の一体改革が議論されております。この改正法案が成立することによって、株を売却することができるようになります。

以前の例を見ますと、NTT株は、七千万株を売却して十四兆八千七百億円の財源を得ました。郵政株は、そのNTTのときと時代も経済も違ひますけれども、一億株を売却すると、概算でも、過去のNTTの比率から計算すると、約二十兆円の財源を得られるのではないかとこのように考えております。二十兆円あれば消費税一〇%を賄えるという識者もおられますけれども、本心にこれで大きく国民の負担が軽減できるものだというふう

に思つております。郵政株の売却の有効性について、皆様の御意見をお聞かせ願ひ申し上げます。○佐藤参考人 お答え申し上げます。

ただいまの先生の御指摘のとおり、日本郵政株式の売却益を復興財源に充てることにつきましては、いわゆる復興財源確保法の附則第十四条で定められております。したがって、株主でございます政府の判断のもとで、法附則にのっとりまして、適切に売却益が復興財源に充てられるものであると考えております。

当初から、郵政改革における株式売却が前提となっていたわけでございますので、民営化推進によりましてその売却益を国のために活用するということは、本来のあるべき姿であるというふうに思っております。

○坂本参考人 私、これは復興財源に使うことが一番いいことだと思っております。

○臼杵参考人 ありがとうございます。

一口で言いますと、簿価評価ではなくて、今の郵政の状態は、市場に歓迎されることまでの体力になっておりません。したがって、しっかりと経営の良質化を図って市場から受け入れられる状況にならないと高く売却できないと思いますので、そこを我々はお願しているということであります。

○鳥畑参考人 お答えします。

今二十兆円という話でしたが、まず、今簿価という話がありました。市場価値としてできるだけ株価を高くしようとすれば、当然どれぐらい収益力を上げるかということになるわけです。そうすると、どうしても、株式会社論理としては、できるだけ収益性の高い事業分野を展開していく、それこそ従来の民業のところにいかざるを得ないというような仕組みになります。

もう一方、では、売った後どうなるのか。誰が株主になるかということが重要ですが、例えば、株主、投資家から見れば、投資以後に、それが投資に見合った収益性を上げてくれるということが当然期待されるわけでありまして、では、その後の郵政がどういう事業を迫られるのか。そういった意味では、ある意味非常に危険性を負うような形になるのではないかと。財政、公的なところで負

担が軽減されるというような単なる一面的な話ではないんじゃないかなというふうに考えております。以上です。

○中島(正)委員 ありがとうございます。

続きましては、ちよつと違った観点からの質問をさせていただきます。今後の郵政の役割について、また四人の皆様全員にお聞かせ願いたいと思います。

今後我が国で最も重要な課題になってくるのは年金問題だというふうに思っております。今現在、国民年金保険料の未納者は三百二十一万一人と、保険料の年額が十八万円ですから、三百二十一万円掛ける十八万円、本来入ってくるべき保険料収入五千八百億円が今入ってこない状態なんです。このような状態では、幾ら年金制度の改革をしても、不安定の要素は変わらないというふうに思います。

そこで、私たちは、郵政民営化改正法案を成立させて、未納者への説明と、それから収納代行業務を郵政に任せればよいのではないかというふうな思っております。配達業務で地域のことを一番よく知っておられる郵政の方々に任せれば、もつと改善できるのではないかとこのように思っておりますが、皆様の御意見をお聞かせ願えますでしょうか。

○佐藤参考人 私の方は金融の方でございますので、直接的に保険料の未納者の件についてお答えする立場ではございません。

以上でございます。

○坂本参考人 年金の問題は、古く振り返りますと、市町村が徴収をしていた時代には、徴収率は非常に高かったと思えます。それが、国がやることによって大幅に徴収率が下がったのではないかと。そういう点では、やはり地方自治体に任せるか、あるいは郵政も私は結構だと思いますし、直接顔と顔の合うところで徴収することが徴収率を上げる原因だと思えます。

○臼杵参考人 ありがとうございます。

私どもとしては、先生の提案は非常に大事なことでと思いますけれども、地域から求められることとだけだけ応えられるような郵便局にしていかなきゃいけないと思っております。ただ、私どもは労働組合でございますので、働く環境も当然それと同じように整っていかなくちゃいけないと思っておりますので、その点、御理解をいただきたいと思えます。

○鳥畑参考人 お答えします。

郵便局の二万四千力所のネットワークを年金のきめ細やかな徴収に活用するということは非常に積極的なことかなというふうには思います。

ただ、私も、中小業者さんとかいろいろお話を伺ったときには、やはり商売がやっつけいけない、ワーキングプアが広がる中で、払いたくても払えないという現実もありますので、そういうところにも配慮した徴収体制という点で対応していただければと逆にお願いをいたします。

以上です。

○中島(正)委員 貴重な意見をありがとうございます。

それでは、これで終わります。どうもありがとうございます。

○赤松委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言御礼申し上げます。

参考人各位におかれましては、貴重な御意見を述べいただきました。まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。(拍手)

次回は、明十一日水曜日午前八時四十五分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十六分散会